

学童保育指導員の資質向上研修をととした地域連携

後藤 吉道

全国学童保育連絡協議会(2024)による報告では、学童保育入所児童数は1,404,030人である。そこでは、「年齢や発達の異なる子ども一人ひとりと子ども全体にかかわることを、同時に、または並行して行う必要があること」「安全を守る場面や、ケガへの対応やいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」「個別に特別な援助が必要な場合があること」「小学1年生から6年生までの子どもの発達・特性を継続的に把握したかわりが求められること」などから、専門的な知識と技能を身につけた指導員が、児童館や「放課後子供教室」など、ほかの仕事と兼務するのではなく、専任として常時複数配置されることが必要とされると謳われている。このことから、学童保育指導員の職務内容は多岐にわたり、保育時間前後に準備時間を設けることが必要となる可以说える。

また、新・放課後総合子どもプラン(2018,厚労省)において、学童保育がその役割を果たす中で、質的にも量的にも拡充と発展を遂げることが求められている。

藤田ら(2011)は、「放課後を学童保育の子どもたちと過ごす人の力量が、子どもたちの成長とりわけ人間形成を促し、『放課後の時間』のさらなる展開を期待出来るものであろう。」とし、「理念と技術をみがくことは、指導員の力量を向上させる」と述べている。また、増山(2007)は、「指導員には、子どもの成長発達への理解をもとにした専門性の向上が期待されている」とし、「放課後における学童保育指導員の専門性と課題の発達を総合的に捉える視点と、子どもの主体性を尊重する子ども観を持つための研修制度の確立は不可欠である」と述べている。

本稿は、都城市内の学童保育指導員(以下、放課後児童クラブ支援員とする)の資質向上を目的とした研修内容である(2施設合同研修)。子どもにとって「最善の利益」についての理念の理解とそれを提供できる実践力の向上を目指して、4回の研修を重ねていった。

各回の研修内容は、①「子どもの権利条約」51条のうち、13条項を提示し、その条文の中から一人一人の支援員が考える子どもにとっての「最善の利益」を明らかにし、②自身の課題をつかみ、「子どもをまん中にした」教育活動の具現化を図る、③組織の課題をつかみ、「子どもをまん中にした」教育活動の具現化を図る、④事例に対する、個人の対応策と組織の対応策を考案し実践力を向上させていこうとするものであった。毎回の講義は集団での討論をととして多様な考え方をとらえ、終末の段階では、今後の自己の教育活動の具体的手立てについて追究させるものであった。

放課後児童クラブにおいて子どもたちと向き合う支援員の力量の向上を図り、地域の子どもの人間形成を目的とし、地域貢献につなげていくために実施した。

研修内容

1 ねらい

- 「子どもをまん中にした」教育活動について理解を深め、一人一人の子どもが大切にされる教育活動の積み重ねを目指した実践内容の設定と継続の意欲の向上を図る。

2 日程

- 令和6年2月～3月 全4回(1回60分)

3 参加者

- 経営者・支援員 24名

4 事前アンケート

- 子どもの権利に関するアンケート(Save the Children,2022)
 - ・ 子どもの権利としてふさわしい内容(自由選択)
 - ・ 子どもの権利の尊重(1項目4段階評価)
 - ・ 子どもと接する際に心がけること(7項目3段階評価)

5 内容

子どもまん中にした教育活動 ～子どもたちの権利を大切にする～

- 第1時「子どもをまん中にした」教育について理解を深める。
- 第2時「子どもをまん中にした」教育実践に

ついて考える。

- 第3時「子どもをまん中にした」チーム作りを考える。
- 第4時「子どもをまん中にした」具体的教育実践について事例をもとに考える。

6 講義にて活用した子どもの権利条約条文

○ 事前アンケートをもとに選択

第2条：差別の禁止	第19条：あらゆる暴力からの保護
第3条：子どもにもっともよいことを	第23条：障がいのある子ども
第6条：生きる権利・育つ権利	第24条：健康・医療への権利
第12条：意見を表す権利	第28条：教育を受ける権利
第13条：表現の自由	第29条：教育の目的
第16条：プライバシー・名誉の保護	第31条：休み、遊ぶ権利
第17条：適切な情報の入手	

7 研修内容

時数	目 標	指 導 内 容
1	「子どもをまん中にした」教育について理解を深める。	① 「子どもの権利条約」を理解する。 ○ 「権利」には、どのようなものがありますか。 ○ 子どもたちが育つにはどのようなものが不可欠か。 ② 一番大切だと思う権利を見付けてみよう。 ③ 「守られている権利」「守られていない権利」を選ぶ。 ④ 本時の内容を振り返る。 ○ 「子どもの権利条約」を通して学んだことについて感想を書く。
2	「子どもをまん中にした」教育実践について考える。	① 前時を振り返り、本時の目標をつかむ。 「子どもの権利条約」から子どもとの関りについて大切だと思うものを選ぶ。 ② 「子どもの権利条約」の思いや願いをこめた実践内容をまとめよう。 ○ 選んだ理由と実践化の内容についてまとめる。 ③ 「子どもの権利」と教育者の視点とのつながりを考える。 ○ 一人一人の権利が大切にする実践をまとめる。 ○ 一人一人の権利を守ることができる組織的な取組を考える。 ④ 「子どもの権利条約」から子どもとの関りにおいて大切なことを通して学んだことについて感想を書く。
3	「子どもをまん中にした」チーム作りを考える。	① 前時を振り返り、本時のねらいをつかむ。 ○ 「子どもの権利」をもとにした実践を確かめよう。

		② 「子どもの権利条約」の思いや願いをこめた実践内容をまとめよう。 ○ 子ども一人一人の権利が大切にする実践をまとめる。 ③ 「子どもの権利」と教育者の視点とのつながりを考える。 ④ 「子どもの権利条約」を生かした実践について学んだことから感想を書く。
4	子どもをまん中にした」具体的教育実践について事例をもとに考える。	① 前時をふり返し、本時のねらいをつかむ。 ○ 「子どもの権利」をもとにした対応策を考えよう。 ② 事例について「子どもの権利条約」の視点からの取組を考える。 ○ 実践化の内容についてまとめる。 ③ 「子どもの権利」に立った視点からの教育実践についてまとめる。 ○ 一人一人の権利が大切にする実践をまとめる。 ○ 一人一人の権利を守ることができる組織的な取組を考える。 ④ 本時の内容をふり返る。

まとめ

本学科は、これまで多角的多面的な地域連携をととした「協働と往還」により地域貢献を果たしてきた。「学童保育の指導員には、子どもの成長発達への理解をもとにした専門性の向上が期待され、子どもの主体性を尊重する子ども観を持つための研修制度の確立は不可欠である」(増山,2007)とあるように、子どもたちの健全な成長を図るために、本学科の担う役割は、さらに重要となる。今後も、地域のニーズに即した継続的な連携が求められているといえよう。

参考文献

- 藤田 純子 小林 千尋 草野 篤子 2011 放課後における学童保育指導員の専門性と課題湘北紀要 32,169-182.
- 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部 2022
- 公益社団法人全国私立保育連盟 保育に活かす子どもの権利条約 エイデル研究所
- 増山均「地域の子育てと〈放課後子どもプラン〉」全国学童保育連絡協議会編『よくわかる放課後子どもプラン』ぎょうせい 2007,90-91.
- 全国学童保育連絡協議会 2024